

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（原子力科学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

通報基準（EAL）の記載に係る修正、原子力防災管理者の代行順位に係る修正、防災訓練の計画及び実施を踏まえた修正、周辺住民に対する平常時の広報活動に係る記載の追加、他の原子力事業者への協力に係る記載の修正に伴い、以下の修正を行いました。

2. 修正した日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 協議した自治体

茨城県、東海村

4. 主な修正の内容

（1）通報基準（EAL）の記載に係る修正

「別表－18 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準」及び「別表－19 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」中、「火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出（SE04/GE04）」について、放射線量を測定する具体的方法を記載した。

（2）原子力防災管理者の代行順位に係る修正

「別表－3 原子力防災管理者の代行順位」について、研究所の保安に関する組織の構成に基づいた恒常的な順位となるよう修正した。

（3）防災訓練の計画及び実施を踏まえた修正

- ① 原子力事業所災害対策支援拠点に機構本部を追加するよう見直し、「別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置」及び「別表－11 原子力事業所災害対策支援拠点の場所」を修正した。
- ② 総合訓練の内容について、機構本部との合同訓練であることが明確になるよう「別表－14 原子力防災訓練の内容」を修正した。

（4）周辺住民に対する平常時の広報活動に係る記載の追加

周辺住民に対する平常時の広報活動について、「第 2 章 原子力災害事前対策の実施」の「第 8 節」として記載を追加した。

- (5) 他の原子力事業者への協力に係る記載の修正
「別表－15 (1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与」について、茨城県地域防災計画との整合を図るため、警戒事象発生段階から要請に応じて緊急時モニタリング要員を派遣するよう記載を修正した。
- (6) 原子力防災資機材の保管場所に係る修正
「別表－5 (1) 原子力防災資機材」について、防護資機材の保管場所の変更に伴い記載を修正した。
- (7) JRR-2 の原災法への適用に係る修正
廃止措置中の JRR-2 について、原災法の適用施設であることから、「別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」、「別表－1 原災法に係る対象施設」及び「別表－5 (2) 排気筒モニタリング設備」へ関連事項を追記した。
- (8) STACY の設置変更許可及び TRACY の廃止措置移行に伴う修正
「別表－5 (2) 排気筒モニタリング設備」について、STACY の設置変更許可及び TRACY の廃止措置移行に伴い排気ガスモニタ及び排気ダストモニタの台数の記載を修正した。
- (9) 平成 30 年 1 月 22 日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正として「読み替え表」を提出した、事務的な内容の変更に伴う修正
（平成 30 年 4 月 6 日付け（組織名称、原子力防災管理者の代行順位、原子力災害対策指針及び茨城県地域防災計画の改正に伴う医療機関名称の変更）及び平成 30 年 7 月 6 日付け（原子力防災管理者の役職名の変更）読み替え表の反映）
- (10) その他の修正
上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等の所要の見直し

以上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3)①、(9)

第2章 原子力災害事前対策の実施

原子力科学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)、(3)①、(3)②、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(5)、(9)

第4章 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(9)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(5)、(6)

以上